

# **大樹町クラウドファンディング活用 支援事業実施要領(手引き)**

**大 樹 町**

－ 目 次 －

<b>大樹町クラウドファンディング活用支援事業について</b>	
1 補助対象となる事業 .....	3
2 補助金額 .....	3
<b>ガバメントクラウドファンディングの申請・実施について</b>	
1 事前相談 .....	3
2 事業計画書の提出 .....	3
3 事業計画内容の審査 .....	4
4 支援する活動事業者の決定 .....	4
5 ガバメントクラウドファンディングの実施 .....	4
<b>支援事業補助金の交付申請・決定・請求について</b>	
1 補助金の交付申請 .....	4
2 申請内容の審査 .....	5
3 補助金の交付決定 .....	5
4 補助金の概算払い .....	5
5 補助金の請求 .....	5
<b>補助事業の変更等について</b>	
1 事業計画等の変更 .....	5
2 補助金交付決定の取消 .....	5
<b>補助事業の実施・報告等について</b>	
1 補助事業の実施状況調査 .....	5
2 補助事業の報告 .....	5
3 寄附者への報告 .....	6
4 寄附者への返礼品等 .....	6
5 個人情報等の取り扱い .....	6

## 大樹町クラウドファンディング活用支援事業について

### ○支援事業とは

大樹町がクラウドファンディング（特定の事業等への支援を目的に、インターネット等を通じて広く不特定多数の人から資金調達を行うことをいう。）を活用して寄附を募り（以下「ガバメントクラウドファンディング」という。）、集まった寄附を財源とした補助金により、地域活性化につながる特色のある事業を行う事業者（以下「活動事業者」という。）への支援を行うもの。

### ○支援事業の目的

- ・活動事業者は、寄附を通じた事業の具体化に向け、より多くの共感を得られる事業を考え、工夫を凝らし実施することで、地域活性化につなげること。
- ・ガバメントクラウドファンディングをきっかけに活動事業者の事業に係る財源を確保し、事業化を図るとともに、事業の発展・継続につなげること。
- ・事業をガバメントクラウドファンディングの実施を通じて、町内外へPRすることで、魅力ある町として注目され、さらに新たな事業や活動につなげること。
- ・事業を町民及び関係人口を始めとした多くの人たちが応援し、支える環境づくりにつなげること。

#### 1 補助対象となる事業

- (1) 大樹町総合計画に掲げる、まちづくり施策に資する事業で、地域活性化につながる特色ある事業
- (2) 寄附金の目標金額を100万円以上とする事業
- (3) 寄附金が目標金額に達しない場合でも実施する事業

#### 2 補助金額

ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金から、寄付募集にかかる手数料等を差し引いた金額とします。ただし、次の経費は補助金の対象となりません。

- (1) 補助対象事業において、国、道その他の機関等から補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた補助金等の金額に相当する額
- (2) 大樹町が適切でないと認める経費

## ガバメントクラウドファンディングの申請・実施について

### 1 事前相談

支援を希望する活動事業者は、事業計画書の提出前に役場の関係部署へ事業内容等について事前に相談してください。

なお、事前相談は期間の定めがないため、随時受け付けます。

### 2 事業計画書の提出

活動事業者は、大樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱第4条に規定する事業計画書（様式第1号）を、大樹町企画商工課に提出してください。

### 3 事業計画内容の事前審査

大樹町において、事業計画書の内容等を審査します。審査は、副町長、総務課長、企画商工課長、財政係及びその他事業内容に係る部署で行います。また、金融機関等の専門家の意見が審査に必要な場合には、意見を求め審査の参考にします。

なお、審査については次の事項について中心に行います。

- (1) 事業の公益性や共感性
- (2) 事業の計画性や発展性
- (3) 事業の継続性

### 4 支援する活動事業者の決定

支援事業の対象とする活動事業者を決定し、審査結果を申請者に通知します。

### 5 ガバメントクラウドファンディングの実施

(1) 寄附者の共感を得るために、ふるさと納税インターネットポータルサイト「以下「ウェブサイト」という。」に掲載する内容を検討します。より魅力的で寄附者からの共感が得られるような資料や写真などの提供をお願いします。

(2) 大樹町が登録しているウェブサイトへ掲載し、寄附の募集を行います。

(3) 寄附の方法は、ウェブサイト「ふるさとチョイス」等により行い、ウェブサイトでのクレジット決済及び振込取扱票等により寄附金を受付します。

(4) 寄附者から寄附を受け付けた際に、次のことについて、寄附者から同意を得たものとして取り扱います。

①個人情報の取り扱い

②事業内容等の変更により余剰金が発生したとき、または、交付決定が取消しになった場合に返還された補助金については、大樹町「魅力ある町づくり推進資金基金」として取り扱うこと。

## 支援事業補助金の交付申請・決定・請求について

### 1 補助金の交付申請

活動事業者は、ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金額を上限とした補助金が確定した後、大樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定する書類に必要事項を記入し、大樹町企画商工課に提出してください。

#### 【提出する書類】

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他大樹町が必要と認める書類

※ (2) (3) については、事業の見直しや予算変更がある場合に提出してください。

#### 【申請書等の記入方法】

- (1) 活動事業者は、可能な限りパソコン等により電子データで作成してください。
- (2) 各記載事項欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

## 2 申請内容の審査

大樹町において、補助金等交付申請書等の内容を審査します。

## 3 補助金の交付決定

審査結果を申請者に通知します。交付決定後、補助金を交付します。

交付決定した事業は、「事業名」「個人・団体名」「事業概要」について、大樹町のホームページ及び広報紙により公表します。また、報道機関等に情報提供する場合があります。

## 4 補助金の概算払い

補助金の概算払いを希望するときは、補助金の交付決定後、「補助金等概算払申請書」を提出してください。

## 5 補助金請求

補助金等の額を確定した後、「補助金等交付請求書」を提出してください。

### **補助事業の変更等について**

#### 1 事業計画等の変更

補助金交付決定後において、事業内容等を変更する場合は、事前に「事業変更承認申請書」に必要書類を添えて提出し、大樹町の承認を受けてください。

また、事業内容等の変更により余剰金が発生した場合は、補助金の返還を求めます。

#### 2 補助金交付決定の取消

次の内容に該当する場合に、交付決定した補助金の全部または一部を取り消し、返還を求めます。

- (1) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (2) 必要な届出や報告をしないとき、または虚偽の報告をしたとき
- (3) 補助事業を中止し、または大樹町が事業の遂行の見込みがないと認めたとき
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為が認められるとき

### **補助事業の実施・報告等について**

#### 1 補助事業の実施状況調査

必要に応じて、事業の実施場所等で実施状況を確認させていただくことがあります。

#### 2 補助事業の報告

事業完了後は、大樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱第12条に規定する書類を大樹町企画商工課に提出してください。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 事業の実施状況がわかる資料（任意様式）※写真等

### 3 寄附者への報告

寄附者には、事業の進捗状況等を適宜報告してください。

また、「事業計画等の変更」または「補助金交付決定の取消」が発生した場合にも、寄附者に報告してください。

### 4 寄附者への返礼品等

返礼品については、任意とします。

ただし、返礼品を送付する場合には、工夫を凝らした寄附者に喜ばれるようなものとし、価格が高額なものは送付しないでください。

※返礼品の送付、その他の苦情については、活動事業者において対応してください。

### 5 個人情報等の取り扱い

申請書類及び添付された資料に記載されている内容は、大樹町ふるさと納税業務委託事業者に提供します。

また、大樹町から補助金を交付する活動事業者に寄附者の個人情報を提供しますが、ガバメントクラウドファンディングにおける、お礼状及び返礼品の送付、事業報告以外の目的での使用並びに第三者への提供は禁止します。